

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年10月15日

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

資 料

改正概要 -----	1
改正内容 -----	1
参考資料1 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の改正のポイントについて -----	2～3
参考資料2 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例 -----	4～8

政 策 課

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 改正概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、健康保険証は原則廃止となり、マイナンバーカードに一体化されるため、令和6年12月2日以降は、健康保険証が新たに発行されなくなります。

このことにより、個人番号利用事務である医療費助成事務において、町民の窓口における申請負担の軽減及び職員の効率的かつ迅速な事務処理を図るため、府内連携により医療保険給付関係情報を取得することを目的に所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 情報連携（府内連携）の追加【条例別表第2（第4条関係）】

次の3事務について、「医療保険給付関係情報」を連携できる情報として規定します。

- ア 障害者の医療費の助成に関する事務
- イ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
- ウ 子どもの医療費の助成に関する事務

(2) 改正箇所

次の下線部が追加及び改正する箇所です。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
3 町長	大磯町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>

(3) 施行日

令和6年12月2日から施行します。

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正のポイントについて

1 マイナンバー制度の趣旨

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策、その他の行政分野において、効率的に情報を管理し、国民の利便性向上と行政の効率化を同時に推進するために導入されました。

例えば、マイナンバーを使った行政機関等との間での情報連携により、町民が行う各種行政手続において、必要な添付書類を省略することができます。

2 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の必要性

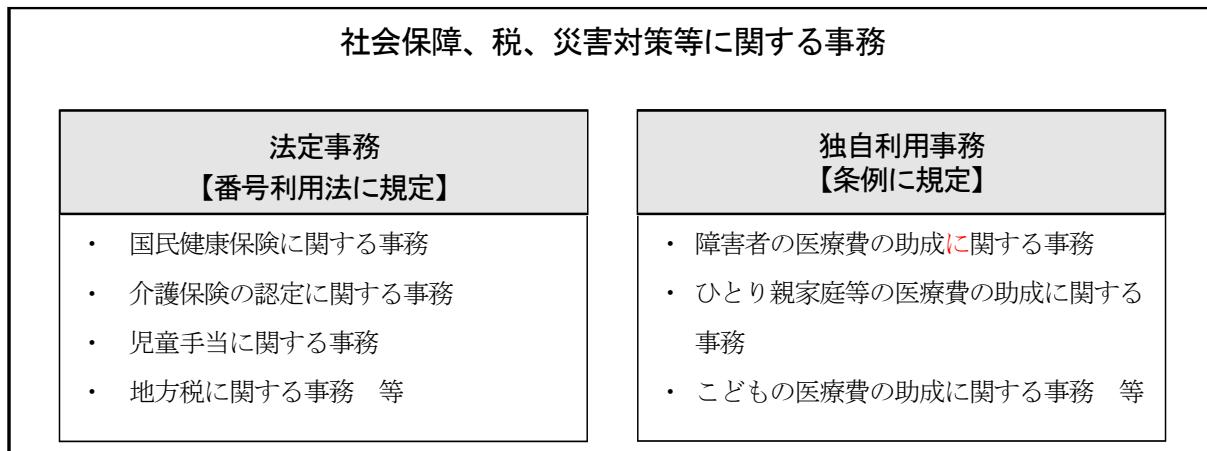
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）には、マイナンバーを利用できる事務（以下「法定事務」という。）が規定されています。

一方、全国では地域の独自性に着目した、地方公共団体による独自の行政サービスが数多く展開されています。そのため、それらについても番号利用法の趣旨のもとで、マイナンバーを利用できるようにする必要があることから、番号利用法においては、地方公共団体の条例に規定することにより、それらの独自の行政サービスにおいてもマイナンバーを利用できる旨を規定しています。

そこで、大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）を制定することにより、町独自でマイナンバー情報を利用する事務（独自利用事務）を規定することや本町の同一機関内での情報の授受や同一機関内の他の機関との間での情報の連携可能となっています。

また、他の地方公共団体等との情報連携によりマイナンバー情報を取得し、利用することも可能となっています。

■ 図1（法定事務と独自利用事務）

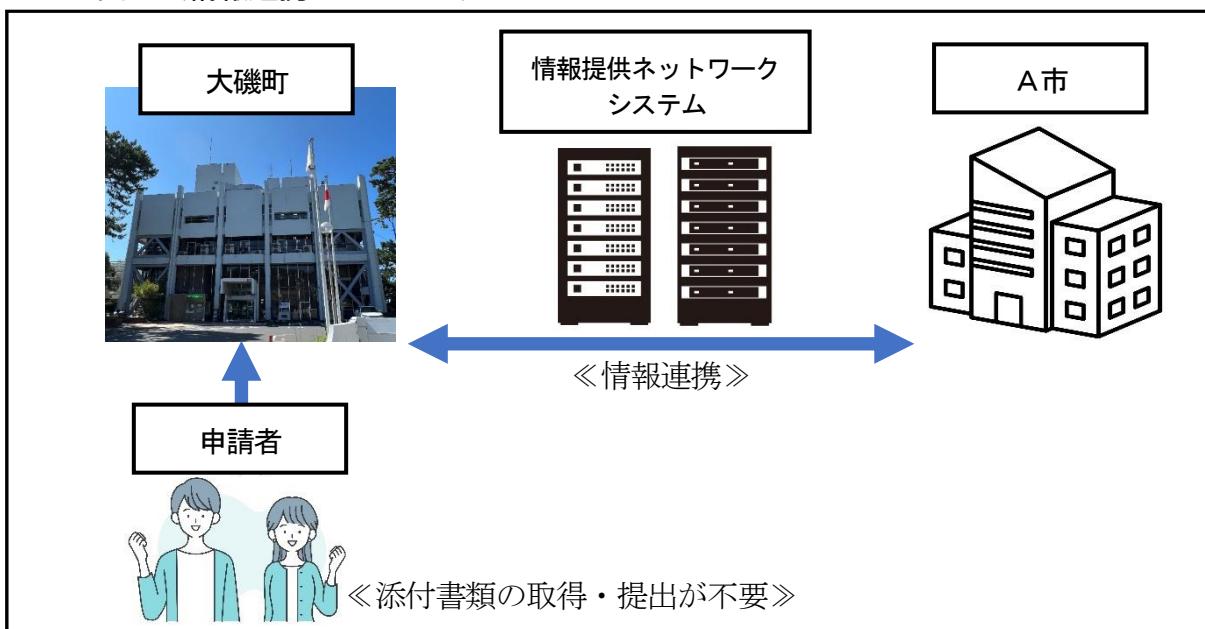


3 条例改正の背景

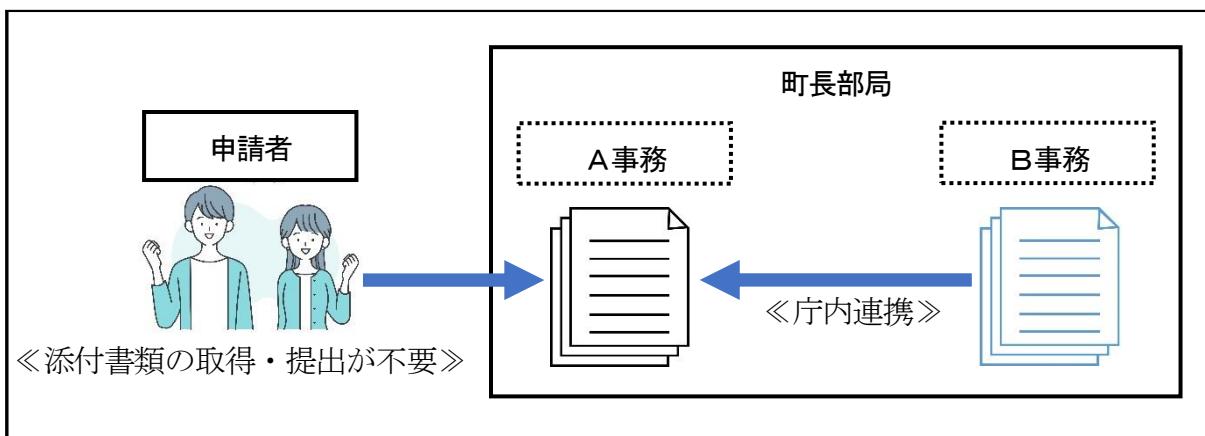
本町では、それぞれの条例等に基づき医療費助成の申請の受理、審査、決定を行っていますが、決定を行う際の情報として、医療保険各法による保険情報が必要です。

健康保険証がマイナンバーカードと一体化されることにより、窓口で従来の健康保険証を提示できない場合等の対応として、個人番号制度による情報連携の仕組みを用いた医療保険給付関係情報の取得と併せて、本町が保有する医療保険給付関係情報を庁内連携で閲覧できるようにすることによって申請者からの添付書類の提出を省略し、申請者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正し、必要な事項を追加します。

■ 図2（情報連携のイメージ）



■ 図3（庁内連携のイメージ）



○大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月17日大磯町条例第36号

改正

平成29年6月8日条例第7号

令和2年3月19日条例第6号

令和2年9月7日条例第16号

令和3年8月30日条例第17号

令和5年2月17日条例第5号

令和6年2月16日条例第1号

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄

に掲げる大磯町の執行機関（以下単に「執行機関」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会執行機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書

の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成29年6月8日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和2年9月7日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月30日条例第17号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年2月17日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和6年2月16日条例第1号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和52年大磯町条例第3号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成28年大磯町告示第115号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	大磯町子どもの医療費の助成に関する条例（令和2年大磯町条例第6号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	大磯町児童生徒就学援助費交付要綱（平成5年大磯町教育委員会告示第42号）による児童生徒の就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による重度障がい者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	大磯町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による重度障がい者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会執行機関	事務	情報提供執行機関	特定個人情報
1 教育委員会	大磯町児童生徒就学援助費交付要綱による児童生徒の就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの